

熊本県興行場法事務処理要領

興行場の許可関係事務については、興行場法、興行場法施行規則、熊本県興行場法施行条例、及び熊本県興行場法施行条例施行規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 営業許可の対象

営業許可は、公衆に見せ、又は聞かせる施設（興行場）を業として（※）維持管理し、経営する行為に対し、その営業者を対象に行うものである。その性格は、対人対物許可と解されており、許可に当たっては、人的要件及び物的要件をそれぞれ満足していなければならない。

※本要領においては、興行場を営む（経営する）者は全て「営業者」と表現する。

（興行場法において「営業者」とは、法第2条の2に規定する「興行場営業を営む者」を指し、この「営業」を法第1条第2項において「業として興行場を経営すること」といったのである。従って、いわゆる「興行場を経営する者」も「興行場を営む者」も実質上何れも「営業者」を意味するものである。）

（昭31.1.17 衛環第2号 厚生省環境衛生課長回答）

●人的要件（興行場営業者とは）

興行場営業者とは、業として（※）当該興行施設を維持管理し経営する者を意味し、当該施設内において行う興行の営業者を指すものではない。

従って、興行場営業者は、必ずしも所有者と一致するものではなく、当該施設を借用した者が業として興行を営む場合は、当該借用者が興行場営業者となる。一方、当該施設の所有者が興行場として施設を貸し出す限りは、当該施設の所有者が許可対象の営業者に該当し、いわゆる借受興行者は、単に当該施設の利用者に過ぎないものである。

なお、国、都道府県、市町村等の公共団体であっても、一般私人と同様に興行場営業者に該当する場合がある。

（昭29.9.29 衛環第94号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭30.12.26 衛環第97号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭31.1.17 衛環第2号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭31.11.13 衛環発第55号 厚生省環境衛生部長回答）

●物的要件（興行場とは）

興行場とは、業として（※）主たる目的が娯楽である観せ物等を公衆に見せ、又は聞かせる施設である。また、この施設自体は、固定的でなく移動的であっても構わない。なお、法の対象となるのは、興行場の施設であって興行の内容ではないため、たとえ興行の内容に社会通念上問題があっても、興行場法で考慮すべき事項ではなく、施設が基準に合致するか否かによって許可の可否を決定することになる。

従って、①主たる目的が知識を普及会得せしめるために開催されるもの、②教育的配慮の下に公衆の利用に供することを主たる目的とする施設、③もっぱら公衆自身がスポーツに参加する目的のみに利用されている施設、については法の適用を受けない。

また、ある施設が一時的に興行に使用されることがあったとしても、それが業として営まれていない限り、興行場としては取り扱わない。

なお、サービス行為あるいは客寄せのために、ショーや演芸等が旅館、キャバレー等で行われていても、その頻度、規模、観客の範囲等が明らかに本来の業務の範囲を超えもっぱら興行として施設を供していない限り、法の対象とはならない。

○主な法適用対象施設

映画館（移動映画館も含む）、シネマキャビン（有料でガレージ付き個室を設けビデオ等を利用者の好みに応じて上映する施設）、劇場、音楽堂、野球場、ヌードスタジオ（個別事例で判断）、競輪、競馬場、闘鶏場等

（昭 27. 3. 18 衛環第 20 号 厚生省環境衛生部長回答）

（昭 30. 8. 19 衛環第 29 号 厚生省環境衛生部長回答）

（昭 32. 3. 6 衛環第 18 号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭 32. 10. 21 衛環第 55 号 厚生省環境衛生部長回答）

（昭 36. 6. 20 環衛第 1 号 厚生省環境衛生課長通知）

（平 3. 2. 20 衛指第 24 号 厚生省指導課長回答）

○主な法適用外施設

①各種展覧会、博覧会の目的で使用される施設（ただし、博覧会場内に施設を設け演劇、演芸等を行う施設は法の適用を受ける。）

（昭 23. 8. 18 厚生省発衛第 10 号 厚生事務次官通知）

（昭 25. 4. 22 衛発第 336 号 厚生省公衆衛生局長回答）

②公営の動物園、植物園、博物館及び水族館（博物館法第 2 条に規定する博物館として登録された施設又は同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設として指定された施設）

（昭 23. 8. 18 発衛第 10 号 厚生事務次官通知）

（昭 32. 6. 21 衛環第 23 号 厚生省環境衛生部長回答）

③ボーリング場、スケート場、水泳場

（昭 31. 7. 18 衛環第 62 号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭 41. 6. 15 環衛第 5063 号 厚生省環境衛生課長回答）

※「業として」の解釈

「業として」とは、人が社会生活上の地位に基づいてその行為を反覆継続して行うことをいい、必ずしも相手方が不特定多数であることや対価を受けとること等は必要ない。従って、文化会館等と称して特定の人に映画等を見せる施設や会員制度のもの等、特定人を相手とするもの或いは無料奉仕的なものであっても法の適用を受ける。しかし、単に個人の消費生活上の行為や個人自身の娯楽としてなされる行為は、社会生活上の地位に関係ないから、たとえ反覆継続して行われても該当しない。

なお、「反覆継続」とは、施設で行われる興行の実態を勘案して判断することになるが、目安として、興行のため使用する回数が概ね月平均 4 日間程度以上の場合は「反覆継続」にあたりと考えられる。この場合、興行が 4 日間連続して行われるか、1 日単位等で断続的に行われるかを問わない。

（昭 24. 7. 28 法務府法意 1 発第 44 号 法制意見第 1 局長発）

（昭 24. 10. 17 衛発第 1048 号 公衆衛生局長通知）

（昭 27. 11. 29 衛環第 104 号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭 33. 9. 5 衛環第 74 号 厚生省環境衛生部長回答）

2 営業許可申請書の審査及び受付

申請書の記載内容等について、下記の項目に注意して確認を行う。

なお、計画された建物の構造等が、条例等に定める基準と建築確認との間で齟齬を来さぬよう、建築確認検査機関と連携し、建築確認申請前における保健所での事前指導を徹底させること。

(1) 申請書の記入方法及び受付時の注意

①住所、氏名（主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

- ・個人の場合…マイナンバーカード※、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写真のある公的機関発行の証明書で確認するか、写真付証明書がない場合には健康保険証や現地調査等適切な方法により本人確認をすること

※マイナンバーカードは、個人番号が記載されているカードの裏面はコピーしないこと

- ・法人の場合…定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書で確認を行うこと
- ・地方公共団体等の場合…申請者は当該団体の長が原則。ただし、法令、規則等で管理・経営責任が下位の役職に委任されている場合は、その受任者で可。（単に決裁権が規定されているだけでは不可。）この場合、条例、規則等、それを証するものを添付させること

※住所（所在地）については、略字、略号は記載させないこと

（例）〇〇2-1の6 → 〇〇2丁目1番6号

②営業施設の管理者

- ・営業施設を管理する責任者氏名を記入させること

③営業施設の名称

- ・営業施設の正式な名称を記入させること（略称不可）

④営業施設の所在地

- ・複数の地番がある場合には、全ての地番を記入させること

⑤営業の種類

- ・映画館、劇場、音楽堂、野球場等の種類を記入させること

⑥構造設備

- ・構造設備が、条例等の規準に合致しているか否か審査すること

⑦入場者定員

- ・複合施設の場合は、施設毎の定員を記入させること

※仮設興行場（季節的又は短期間に限り興行を行うもの）については、その旨を確認し、興行を行う期間を明確に記入させること

※熊本県手数料条例に規定する額（常設：22,000円、臨時（仮設を含む）：7,500円）の収入証紙を申請書に貼付させること

(2) 添付書類

①興行場の平面図及び立面図並びに施設の配置図

②興行場を中心とした半径がおおむね200メートル以内の区域の見取図

③法人にあっては、定款、寄附行為の写し

④その他保健所長が必要と認める書類

ア) 法人にあっては、登記事項証明書の写し

イ) 建築基準法第7条第5項の規定により建築主事が交付する検査済証の写し※

ウ) 消防法令適合通知書の写し

※ 「建築確認不要証明書」の添付に代えて、興行場法、旅館業法、公衆浴場法の対象となる手続きの申請書等の余白に、所管の景観建築課担当者等が「建築確認申請を要しない」旨を記載（スタンプも可）することでも可とする。また、余白証明に当たっては、従来 of 証明願様式や添付図面を準用して行うことができる。なお、以下のケースについては明らかに建築確認申請が不要であることから、余白証明も要さない。

①単なる所有者の変更

②内装工事（壁紙、畳、フローリングの張替え等）

③設備（台所、風呂、照明、空調等）の設置・撤去・更新

（令和 4 年（2022 年）1 月 24 日付薬衛第 1203 号、建第 1132 号通知）

(3) 許可の単位

原則として、1 施設につき 1 許可とする。ただし、シネコンプレックス（集合型映画館）については、ワンスクリーンを 1 施設として個別に許可が必要である。

3 調査

現地調査を行い、条例の基準に適合するか否かを調べ、条例の基準に適合しない場合や申請事項と異なる場合は、改善指導を行う。また、必要に応じ消防及び建築確認検査機関に対しても変更の手続きをとるよう指導する。

なお、調査結果及び指導内容については、調査書を作成する。

4 許可等の処分

書類審査及び立入検査の結果、申請内容が条例等で定める基準に適合していると認められる場合は、許可しなければならない（昭 47.5.19 最高裁第 2 小法廷判決、営業許可取消等請求事件参照）。ただし、火災などの災害から利用者の生命を守るため、消防法及び建築基準法に適合しない間は、原則として許可を差し控えることとする。

また、条例等で定める基準に不適合な箇所がある場合は、申請者に改善するよう指導し、改善指導を行ったにもかかわらず、申請者が改善措置を実施しない場合には、不許可処分とする。

（昭 44.5.21 環衛第 9072 号 厚生省環境衛生課長通知）

(1) 許可処分

申請者の住所、氏名、施設の名称及び所在地等の許可証記入にあつては、誤記、略字等のないよう注意する。

(2) 不許可処分

設置の場所又はその構造設備が条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、許可を与えないことができるが、この場合、その理由を明記して通知しなければならない。（法第 2 条第 2 項）

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示を行わなければならない。

・行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に県知事に対し、行政

不服審査法第2条に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）

- ・行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

(3) 許可証の再交付、訂正

交付済の許可証のき損、亡失の場合は、許可証の再交付は行わない。この際、営業者から許可を受けている旨の証明を求められた場合には、許可証の写しを送付するか、証明願を提出させ、証明書を交付する。（参考様式あり。）許可証は許可申請に対して行う通知書であり、単なる行政処分・通知行為を文書で行ったに過ぎないものである。

また、名称、住所、氏名の改姓等の変更のあった場合も許可証の訂正再交付は行わず、変更届を提出させること。（届出者の求めがあった場合には、許可証に変更内容を裏書きして交付または証明願等で対応すること）。

（昭30.3.22 衛環第18号 厚生省環境衛生課長回答）

（昭23.11.2 衛発第278号 厚生省公衆衛生局長回答）

5 地位の承継

興行場営業者について、相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。地位の承継があった場合、当該承継者は、当該事実を遅滞なく（概ね60日以内）知事に届出なければならない。

（昭61.1.30 厚生省指導課事務連絡）

（H18 九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管係長会議照会事項）

興行場営業者の事業譲渡の事実についての届け出も同様の取扱いとする。

(1) 譲渡

<届出事項>

- ①届出者の住所、氏名、生年月日（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ②営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人の場合は、営業を譲渡した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ③譲渡の年月日
- ④興行場の名称及び所在地
- ⑤現に受けている興行場許可番号

（添付書類）

- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類（届出者が法人の場合にあっては、届出者の定款又は寄付行為の写し）

(2) 個人の相続

相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場を承継すべ

き相続人を選定したときは、その者が承継人となる。

また、相続の時点で、相続人の一部が承継届出を提出した場合には、他の相続人がそれらの相続人の承継に関し異議のないことを確認するため、他の相続人の行方が知れない等同意を求めることができない場合を除き、他の相続人の同意書の添付を求めること。

なお、相続人間で誰が営業を承継するかの協議が整っていない場合には、相続人全員が営業者の地位を相続（各相続人は、お互いに共同営業者）するため、全員連名による届出をさせることになるが、できる限り、1人が承継するように指導することが望ましい。その後、いずれかの相続人が当該営業を行う者との協議が整った時点で、営業者の変更の届出をさせること。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

（昭 60. 12. 24 衛指第 270 号 厚生省生活衛生局長通知）

<届出事項>

- ①届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- ②被相続人の氏名及び住所
- ③相続開始の年月日
- ④興行場の名称及び所在地
（添付書類）

- ・ 戸籍謄本（相続人が全て記載されているもの）又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人が 2 名以上の場合にあっては、原則として「興行場営業承継相続人選定同意書」

(3) 法人の合併（分割）

営業者である法人が合併（分割）し、又は法人の合併（分割）により新法人が設立され、当該営業を承継した場合は、当該存続法人又は新法人が承継人となる。

なお、許可を受けていた法人が吸収合併により存続する場合、当該許可対象施設については、特段の手続は不要である（但し、代表者の変更があれば変更の届出が必要）。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

<届出事項>

- ①届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ②合併（分割）により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名
- ③合併（分割）の年月日
- ④興行場の名称及び所在地
（添付書類）

- ・ 登記事項証明書

(4) 留意事項

届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定される。

なお、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等が想定される。

（令 5. 8. 3 生食発 0803 第 1 号 （2）その他の留意事項）

（令 5. 11. 29 健生衛発 1129 第 3 号通知 問 8）

(4) 経過措置

当分の間、営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

（令5.6.14法律第52号 附則第6条第2項）

6 変更届

営業者は、許可申請書の記載事項を変更した場合には、10日以内に知事に変更届を提出しなければならない。

(1) 氏名（名称）の変更

許可を受けた者が改姓あるいは改名した場合を意味するものであり、営業の譲渡の場合には、新たな許可を受けさせること。

なお、許可を受けていた法人が吸収合併により存続し名称を変更する場合には、変更届で差し支えない。

（昭23.11.2 衛発第278号 厚生省公衆衛生局長回答）

（昭40.3.11 環衛第5032号 厚生省環境衛生課長回答）

(2) 法人の代表者の変更

営業許可を受けた者が法人組織であってその代表者に変更になった場合は、届出のみで差し支えない。ただし、定款又は寄付行為の写しには代表者氏名の記載がないため、届出を受付ける際には、登記事項証明書を提出させて確認すること（登記事項証明書は、原則として発行日から6ヶ月以内のものとする）。

（昭28.2.9 衛環第12号 厚生省環境衛生課長回答）

(3) 住所（所在地）の変更

境界変更等による所在地の名称変更により許可権者が変わるような場合を意味するものである。

（昭23.11.2 衛発第278号 厚生省公衆衛生局長回答）

(4) 施設の移動

許可を受けた施設が同一敷地内で施設が移動し、場所だけ変更のあった場合には新規の許可を受けさせること。

（昭28.2.9 衛環第12号 厚生省環境衛生課長回答）

(5) 構造設備の変更

既に営業許可を有している施設の構造設備を著しく変更した場合は、実情を調査し、その結果、その構造設備が同一性を失っていると認められる場合は、新たな許可を受けさせること。

この場合「同一性」の判断基準の一つとして、許可を受けた営業施設の床面積の概ね50%以上の改築又は概ね100%以上の増築及び増改築（例えば30%改築+80%の増築の場合）のときは、同一性が失われたものとする。

また、施設の変更が2回以上にわたる場合は、最初に許可したときの床面積を基準（例：{1回目の改築面積+2回目の改築面積}÷当初の床面積）として計算を行う。

なお、構造設備を変更し、故意に届出しない場合は、法第5条の規定により必要な報告を求め、これに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは法第9条による

処罰を検討する。

- (H7 九州各県・指定都市環境衛生関係主管係長会議照会事項)
(昭 26. 11. 30 衛環第 135 号 厚生省環境衛生課長回答)
(昭 26. 4. 13 衛発第 263 号 厚生省公衆衛生局長回答)

<参考>

建築基準法に規定する「改築」の定義

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。なお、使用材料の新旧は問わない。

(昭 28. 11. 17 住指発第 1400 号 建設省建築指導課長回答)

7 廃止等の取扱い

営業者が営業を廃止する場合には、廃止届を提出させる。

なお、営業者より廃止届の提出はないが、客観的に営業が廃止されたと認められる場合は、許可失効の確認を行う。

(1) 廃止届

廃止届は、営業者が死亡その他法律行為の能力が欠如していると客観的に認められる場合を除き、営業者本人から提出させる。

なお、破産宣告を受けているだけでは、届出する能力を失っているとは解されず、また、破産法による債権者集会の営業廃止の決議が、私人のなす公法行為まで制限されるものではないため、破産管財人から提出された営業廃止の届出は、本法に規定する営業廃止届ではない。

(昭 31. 12. 13 衛環第 124 号 環境衛生課長回答)

(2) 許可の失効確認

営業者が死亡し（相続人不明）又は行方不明で、その営業が客観的に廃止されたと認められるときは、当該営業者に係る許可処分は当然失効したものととして取扱う。この場合、取消処分を行う必要はないが、事務処理等のため要すれば、死亡し、又は行方不明になった者に係る許可は、失効した旨の公示を行う。

(昭 34. 2. 10 衛環第 13 号 厚生省環境衛生部長回答)

●営業を廃止していると思われる施設に対する許可失効の確認を行う場合の手順について、以下に例示する。

- ① 許可施設の現況確認（許可施設の滅失、営業可能な状態であるかどうかを現地で確認し、写真を撮る。）
- ② 台帳に記載されている連絡先に連絡し、連絡がつくかどうか確認。（電話で連絡のつかない場合は郵便で連絡する。また、連絡がついた場合には営業継続について本人の意思を確認し、継続の意思がない場合は廃止届を提出するよう指導する。なお、宛先人不明として返送されてきた郵便物は営業者不在の証拠物として保管しておくこと。）
- ③ 付近の住民への状況確認（町内会長や付近の住民にいつ頃から営業していないのか等について確認する。）
- ④ 上記①～③の調査を行い、総合的に判断して廃止されたと認められるときは、台帳から抹消する。

※営業許可（廃止）は権利関係が絡むため、許可の失効確認を行う際には十分な調査を行うこと。

（H16 九州各県・指定都市生活衛生関係主管係長会議照会事項）

(3) 停止届

停止届は、期間を特定した上で受理すること。

8 立入検査

施設の衛生管理状況及び無届で施設の構造設備の変更等が行われていないかなどを確認するため、生活衛生関係営業施設監視指導計画指針に基づき、年間立入計画を策定し、実施する。立入検査結果については、記録に残すこととし、特に衛生管理上問題があった場合は、営業者に「環境衛生指導票」を交付し、改善指導すること。

※環境衛生監視員証を携帯すること。

9 営業の許可取消又は停止

構造設備が条例で定める規準に適合しなくなったとき、又は営業者が法第3条第1項の規定（営業者が講ずべき衛生措置）に違反したときは、許可の取消または期間を定めて営業の停止を命ずることができる。（法第6条）

なお、処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第2条に基づき審査請求をすることができる。」とする。（行政不服審査法第18条第1項）
- ・行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法第8条第1項裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。（行政事件訴訟法第14条第1項）

10 罰 則

法に規定する事項に違反した営業者には、次の罰則が適用される。

(1) 法第8条（6ヶ月以下の懲役又は5千円以下の罰金）

- ・法第2条第1項の規定に違反した者（無許可営業）
- ・法第6条の規定による命令（営業停止命令）に違反した者

(2) 法第9条（千円以下の罰金）

- ・法第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第10条（拘留又は科料）

- ・場内を著しく不潔にした者、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をした者（法第4条第1項）
- ・上記の入場者に対しその行為を制止しなかった営業者又は管理者等（法第4条第2項）

(4) 法第11条（両罰規定）

- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法

人又は人も罰する。

11 その他の通知

(1) 映画興行の健全化について

(昭 30. 1. 20 発衛第 5 号 厚生事務次官通知)

(昭 30. 1. 24 衛発第 34 号 厚生省公衆衛生局長通知)

(2) 環境衛生関係営業施設における自主管理点検表の制定

(昭 59. 4. 24 環指第 42 号 厚生省環境衛生局長通知)

(昭 63. 10. 18 衛指第 215 号 厚生省指導課長通知)

(3) 構造設備の規準と営業者の講ずべき規準は異なるものであり、構造設備が公衆衛生上 適当であるか否かは都道府県知事の判断による。

(昭 33. 8. 20 衛環発第 60 号 厚生省環境衛生部長回答)

(4) 興行場法第 2 条、第 3 条準則 (施設の構造基準、衛生管理基準の例示)

(昭 59. 4. 24 環指第 42 号 厚生省環境衛生局長通知)

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 (2020 年) 3 月 26 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 (2020 年) 12 月 15 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 (2021 年) 3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 (2022 年) 3 月 30 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 (2024 年) 3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 (2025 年) 5 月 12 日から施行するものとする。